

# 軽費老人ホーム（ケアハウス）「ピュアリッツ」運営規程

社会福祉法人グリーンアルム福祉会  
規程 第51号

## （事業の目的）

第1条 社会福祉法人グリーンアルム福祉会が、定款第1条の規定により経営する軽費老人ホーム（ケアハウス）「ピュアリッツ」（以下「施設」という。）において実施する施設サービス（以下「サービス」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び運営管理に関する事項を定め、入居者に対しサービス計画に基づいて、適正なサービスを提供することを目的とする。

（注）軽費老人ホームとは、老人福祉法第20条の6の規定による軽費老人ホームをいう。

## （運営の方針）

第2条 施設の従業者は、入居者がその有する能力に応じ自立した生活が営めるよう生活指導について援助を惜しみなく行う。

2 施設の従業者は、入居者の人格を尊重し常に入居者の側に立ったサービスの提供に努めなければならない。

## （名称及び所在地）

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 ピュアリッツ
- (2) 所在地 長野県須坂市大字仁礼7番地10

## （従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 施設の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長 常勤 1名（他の施設の長と兼務可）  
施設長は施設の業務全般を総括し、所属職員の指揮監督及び業務の管理を行う。
- (2) ケアハウス長 常勤 1名  
必要に応じて、ケアハウス長を置くことができる。  
ケアハウス長は施設長を補佐し、施設長の業務の一部について委任を受けこれを処理する。
- (3) 生活相談員 常勤 1名  
生活相談員は、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるととともに、必要な助言その他の援助を行う。
- (4) 介護職員 常勤 1名  
非常勤 1名
- (5) 事務職員 常勤 1名

(入居定員及び居室数)

第5条 施設の入居定員は30人とする。

2 居室数 2人室 2室 1人室 26室

(サービス提供に当たっての方針)

第5条の2 施設は、入居者に対し、その者が安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況及び希望に応じたサービスの提供を行うとともに、その者が生きがいをもって生活できるようにするための機会を提供しなければならない。

2 施設職員は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入居者又はその家族に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 施設は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該入居者に対し、身体拘束その他の行動を制限する行為（次項において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

4 施設は、入居者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならない。

(入居資格)

第6条 施設の入居資格は次のとおりとする。

2 60歳以上の者。ただし、その配偶者又は3親等内の親族その他特別な事情によりその者と共に入居させることが必要と認められる者については、この限りではない。

3 前項に定める「3親等内の親族」とは、3親等内の血族及び3親等内の姻族をいう。

4 自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な者。

5 伝染病疾患及び精神的疾患等を有せず、かつ問題行動を伴わない者で共同生活に適応できる者。

6 各種サービスを利用することにより、自立した日常生活を送れる者。

7 生活費に充てることができる資産、所得及び仕送り等があり、所定の利用料が負担できる者。

(入居の手続き及び決定)

第7条 入居を希望する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 入居申込書

(2) 住民票

- (3) 印鑑証明書
  - (4) 戸籍謄本
  - (5) 健康保険証
  - (6) 介護保険証
  - (7) 所得証明書
  - (8) 年金証書
  - (9) 写真
  - (10) 健康診断書
  - (11) 身元保証人届
  - (12) 返還金受取人届
- 2 施設の従業者は、入居申込者の入居の可否について判断をし、入居の申込があった日から7日以内に決定し申込者に通知する。
  - 3 入居に当たっては、入居申込者、身元保証人及び返還金受取人と施設長とが入居契約書をもって入居契約を取り交わすものとし、また、契約書に付随して、本運営規程についても詳細に入居申込者に説明する。

#### (利用料)

- 第8条 入居者は、利用料として別表1（ケアハウス「ピュアリッツ」の費用について掲げる毎月かかる費用）に定める月額利用料を、その翌月末日までに施設の指定する方法で支払う。
- 2 入居又は退去に伴って、1か月に満たない期間利用した場合の利用料は、日割り計算によって精算する。
  - 3 利用料の支払い方法は自動引き落とし、振込み又は現金による支払いのいずれかとし、入居時にその方法を施設長と入居者で決定する。
  - 4 事務費の減額を希望する者は、入居時及び翌年度以降1回、入居者自身の収入等に関する挙証資料を添付し、施設長に対して申請を行う。

#### (専用居室)

- 第9条 専用居室については次のとおりとする。
- 1 居室の清掃及び日常的な維持管理は入居者が行う。また、居室のゴミ及び廃棄物については、入居者が定められた場所まで運搬することを原則とする。
  - 2 居室において、練炭、火鉢及び石油ストーブ等火気類の使用を安全面から禁じる。

#### (共用施設、設備)

- 第10条 共用施設、設備の利用時間及び生活ルール等は、施設長と運営懇談会との間で協議のうえ決定する。
- 2 入居者は、共用施設及び設備等、専用居室以外の決められた場所に私物を置いてはならない。
  - 3 共用施設及び設備等の清掃並びに維持管理は施設職員が行う。

(相談、助言等)

第11条 施設職員は、入居者から生活全般の諸問題について相談を受けた場合は、誠意をもって対応し、適切な助言を行う。また、必要に応じて各種サービス等との十分な連携を図り、その有効な利用について積極的に援助を行う。

(食事の提供)

第12条 施設は入居者に対して、栄養士の献立による、栄養バランス及び高齢者の健康に配慮した食事を毎日3食提供する。特に医師の指示がある場合は、その指示により特別の食事を提供する。

2 食事の時間は次のとおりとする。

(1) 朝食 7時30分から8時30分

(2) 昼食 12時から13時

(3) 夕食 18時00分から19時00分

都合により食事が遅くなる場合は、配食後2時間に限り冷蔵庫に保管する。

3 予め欠食する旨の申出があった場合には、食事を提供しなくてもよいものとする。

4 食事の場所は原則として食堂とする。ただし、入居者が自分で運搬を行うか自分の管理のもと運搬をし、かつ原則として前項に掲げる食事時間内に食器を返却する場合は居室で食事をとることはさしつかえない。

5 毎週の予定メニューを前週末までに明示する。

(入浴)

第13条 入浴は2日に1回以上の頻度で、施設職員が入浴の準備を行う。

2 入浴時間は、原則として、15時30分から18時までと18時30分から19時30分までとする。

3 入浴に際しては、常に清潔の維持に留意しなければならない。

4 入居者は、伝染病の疾患等の疑いがある場合は、速やかに職員に申出、その指示に従う。

(緊急時の対応)

第14条 入居者は、身体の状態の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わずいつでもナースコール等で対応を求めることができる。

2 職員は入居者から緊急の対応の要請があった時は、速やかに適切な対応を行う。

3 入居者が、予め近親者等緊急連絡先を届け出ている場合は、医療機関への連絡とともに、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行う。

(在宅サービス等の利用)

第15条 施設は、入居者が身体状況の変化等によって日常生活上の援助を必要とする状況になった場合は、ホームヘルパー等の在宅サービスを利用できるよう、連絡等の必要な対応を行う。

2 前項の場合、利用はあくまで入居者自身の判断で行うものとし、利用についての責任は負わない。

3 第1項に伴う費用は入居者の負担とする。

(自主活動への参加)

第16条 入居者は、施設の共用施設を使用して自由に趣味教養活動、自主的クラブ活動及び行事等を行うことができる。

2 前項の場合、必要な費用は参加者が負担する。

3 第1項に関して、施設職員は自主活動の趣旨を損なわない範囲で助言及び援助を行うことができる。

(保健衛生)

第17条 入居者の定期健康診断は年1回以上行い、その記録を保存する等日常における健康管理に配慮することとする。

2 入居者の健康保持に当たり、高齢者特有の疾病防止に努める。

3 入居者に対し随時保健衛生知識の普及及び指導を行う。

(外泊、外出)

第18条 外泊、外出するときは、事前に行先、宿泊先及び帰着予定日時等を施設長に届け出る。

(部外者の利用)

第19条 外来客を宿泊させる時は、予め施設長に届け出る。

2 一時的な疾病等による看護又は介護が必要になったために、近親者等を居室に宿泊させる場合は、原則として施設長に届けるものとし、施設長と入居者との相談のうえその期間を定める。

3 外来客が希望する日の3日前までに施設長に届け出れば、外来客に対しても食事を提供する。ただし、実費として別表1（ケアハウス「ピュアリッツ」の費用について）に定める外来者の食事代を負担すること。

(非常災害対策)

第20条 消防法第8条に規定する防火管理者を設置し、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき非常災害対策を行う。

2 防火管理者には、防火管理資格取得者の中から任命する。

3 月に1度、火災危険防止のため自主点検を行う。

- 4 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- 5 非常災害用の設備は防火管理者により常に有効に保持するよう努める。
- 6 火災発生又は地震等の災害が発生した場合は、施設内の被害を最小限度にとどめるため、自衛消防隊を編成し任務の遂行に当たるとともに、施設を地域の避難場所として活用することも念頭におき、適切な対処をする。
- 7 防火管理者は従業者に対して防火教育及び消防訓練を実施する。
  - ① 防災訓練（避難訓練及び消火訓練） 年2回以上  
（内1回は夜間想定）
  - ② 非常災害用設備の使用方法の徹底 随時
- 8 その他の災害防止対策についても、必要に応じて対処できる体制を整備する。

#### （小動物の飼育）

第21条 入居者は、施設の許可を受けた場合、専用居室において小鳥及び魚類等以外の動物の飼育をすることができる。ただし、許可を受けた場合であっても、他の入居者の迷惑となる場合は許可を取り消す。

#### （政治及び宗教活動等の禁止）

第22条 施設において他の入居者や職員に対し、迷惑をかけるような宗教活動、政治活動及び営利活動は行わないこと。

#### （入居者心得）

第23条 施設は、別に定める入居者が守るべき入居者心得を入居者に配布し、その趣旨を十分に周知徹底しなければならない。

- 2 談話室等共用箇所は他の入居者のプライバシーに充分注意をして利用すること。
- 3 テレビ及びラジオ等音響機器の夜間における利用は、他の入居者の迷惑にならないようボリュームを落として利用すること。
- 4 施設長の許可を得て行った部屋の模様替え等については、退去時に原状に復すること。この時の必要な費用は入居者が負担すること。

#### （運営懇談会）

第24条 ケアハウス「ピュアリッツ」入居契約書に基づき運営懇談会を設置する。

- 2 運営懇談会の設置及び運営については、別に定めるケアハウス「ピュアリッツ」運営懇談会細則によらなければならない。

#### （苦情処理）

第25条 提供したサービスに関する入居者からの意見、要望及び苦情に対し迅速かつ適切に対応するために、苦情等を受けるための窓口を設置する。

- 2 提供したサービスに関し、県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又

は助言に従って必要な改善を行い、県から求めがあった場合には、その改善の内容を県に報告する。

- 3 社会福祉法 85 条第 1 項の規定により同法第 83 条に規定する運営適正化委員会が行う調査にできる限り協力する。

(事故発生時の対応)

第 25 条の 2 入居者に事故が発生した場合は、速やかに県、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 入居者に対するサービスの提供により、施設の責に帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに入居者の家族等に連絡を行い、損害賠償を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 26 条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ会議等のシステムを活用して行うことができるものとする。

(改正の手続き)

第 27 条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人グリーンアルム福祉会の理事会において定める。

- 2 この規程を改正及び廃止しようとするときは、運営懇談会の意見を聴かなければならない。

付 則

この規程は平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

平成 16 年 5 月 23 日	一部改正
平成 17 年 3 月 21 日	一部改正
平成 20 年 11 月 24 日	一部改正
平成 21 年 5 月 27 日	一部改正
平成 26 年 10 月 1 日	一部改正
平成 27 年 6 月 1 日	一部改正

令和	元年	10月	1日	一部改正
令和	2年	4月	1日	一部改正
令和	2年	12月	1日	一部改正
令和	3年	4月	1日	一部改正
<b>令和</b>	<b>6年</b>	<b>4月</b>	<b>1日</b>	<b>一部改正</b>